

緊急事態に関する国会審議の促進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって世界各国、並びに日本全国で拡大し、人々の生命や健康に対し大きな被害をもたらした。また、そればかりではなく、日本全国の9割を超える中小企業の経営をはじめとした日本経済にも大きな打撃を与えたとともに、日本の医療体制、デジタル化の遅れ等といった課題も浮き彫りとなった。

一方、日本においては、今後30年以内には「首都直下地震」、「南海トラフ巨大地震」が高い確率で発生すると予想されるなど、大きな自然災害の危機も迫っている。

さらには、令和4年2月24日にはロシアによるウクライナ侵攻が開始され、連日の報道から、国と国との争いに対する悲惨さを再認識するとともに、平和維持のために、そして争いを起こさないために、どのような努力が必要なのかについて世界的な議論の必要性も高まっている。

このように昨今は、新たなウイルスの蔓延、大きな自然災害、そして国家間紛争といった国民の生命と財産を脅かす事態が身近に迫ってきている時代と言え、これらの事態に対応可能な社会が構築されることは、全国的な願いであると認識している。

国家の最大の責務は、国民の命と生活を守ることにある。

よって、上記のような緊急事態においても迅速かつ適切に対応すべく、国会において、憲法を含めた全ての法律の緊急時における在り方について、建設的かつ広範な議論を促進することに取り組んでいただくことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決日) 令和4年6月16日

(送付日) 令和4年6月17日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣